

## 従業員が裁判員等に選ばれたことを会社が知っても大丈夫ですか？

- 会社が知っても問題ありません(従業員が会社に裁判員等になったことを伝えても差し支えありません)  
裁判員等である間は、選ばれたことを公にすることは禁止されています(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第101条1項)が、「公にする」とは、出版、放送といった手段による場合や、インターネット上のホームページ、ブログ、SNS等に掲載するような場合など、裁判員等になったことを不特定多数の人が知ることができるような状態にすることをいいます。  
そのため、従業員が会社に裁判員等になったことを伝えて、休暇を申請したり、同僚の理解を求めたりすることに問題はなく、裁判所から送付される呼出状(選任手続期日のお知らせ)を上司や同僚に見せることについても差し支えありません。

## 就業規則にはどのように記載すればいいですか？(就業規則記載例)

裁判員制度に関し、労働者が裁判員、補充裁判員、裁判員候補者のいずれかになった場合で、労働者からその職務に必要な時間を請求された場合、使用者はこれを拒んではなりません。そのため、就業規則には以下のように記載します。

### (裁判員のための休暇)

第〇条 労働者が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。

- ①裁判員又は補充裁判員となった場合 必要な日数
- ②裁判員候補者となった場合 必要な時間

### 【参考】

#### 労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)

##### ・公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者

事業主は、労働基準法第7条において、労働者が公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないこととされていることを踏まえ、**公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けること**について検討すること。

なお、労働者が裁判員の職務を行う場合については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第100条において、労働者が当該職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていることに留意すること。

## 裁判員休暇制度導入のための参考サイト

### ▶ 法務省「従業員の方が裁判員等に選ばれた場合のQ&A」(法務省ウェブサイト)

[https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin\\_qa\\_others.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_qa_others.html)  
従業員の方が裁判員等に選ばれた場合に備えていただく際の参考として、よく寄せられる質問とその回答を紹介しています。



### ▶ 最高裁判所「裁判員制度Q&A」(最高裁判所ウェブサイト)

<https://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>  
裁判員制度全般に関するQ&Aの中で、就業規則等に関連する「参加しやすい環境整備」についての情報を紹介しています。



### ▶ 厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp>

働き方休み方



### ▶ 「特別な休暇制度」ホームページ(働き方・休み方改善ポータルサイト内)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido>  
裁判員休暇制度をはじめ、特別休暇制度に関連する参考資料、就業規則の記載例等を紹介しています。また、特別休暇制度を導入している企業の事例を業種別、規模別、休暇制度別に検索できます。



裁判員等に選ばれた従業員をサポートするために

# 裁判員休暇制度を導入しましょう

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを定める制度です。裁判員等に選ばれた従業員をサポートするために、裁判員休暇制度を導入しましょう。



## 裁判員制度とはどのようなものですか？

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを定める制度です。令和6年5月に制度スタートから15周年を迎えました。

## 裁判員にはどのような手続を経て選ばれるのですか？

<b>1</b>	<b>裁判員候補者名簿の作成</b> (毎年秋ごろ)	地方裁判所ごとに、管内の市区町村の選挙管理委員会が、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿が作成されます。 ※原則として、居住地を管轄する地方裁判所の名簿に記載されます。
<b>2</b>	<b>候補者への通知・調査票の送付</b> (毎年11月ごろ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判員候補者名簿に記載されたことが本人に通知されます。</li> <li>就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査票が送付されます。</li> </ul>
<b>3</b>	<b>事件ごとに名簿からくじで候補者を選定</b>	事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、くじにより、裁判員候補者が選定されます。
<b>4</b>	<b>選任手続期日のお知らせ・質問票の送付</b> (原則として選任手続期日の6週間前まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>くじで選ばれた裁判員候補者に選任手続期日のお知らせが送付されます。</li> <li>お知らせには、裁判員に選ばれた場合に参加する裁判の日程が記載されています。裁判員は、全ての日程への参加が必要です。</li> <li>辞退事由の有無などを確認するための質問票も送付されます。</li> </ul>
<b>5</b>	<b>選任手続→裁判員等を選任</b> (全体で半日程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判長から裁判員候補者に対し、辞退希望の有無・理由、不公平な裁判をするおそれの有無などについて質問されます。</li> <li>最終的に裁判員6人及び補充裁判員数名が選任されます。補充裁判員は、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に、裁判員に選ばれます。裁判員と同様、全ての日程への参加が必要です。</li> <li>裁判員や補充裁判員に選ばれなかった場合、ここで全ての手続が終了します。</li> </ul>
<b>6</b>	<b>裁判員裁判の開始</b>	裁判員が裁判手続に参加する日数は、半数以上の事件で6日前後となっており、原則として連続した日程(平日)で行われます。

裁判所に出頭する期間

## 裁判員になることは義務ですか？

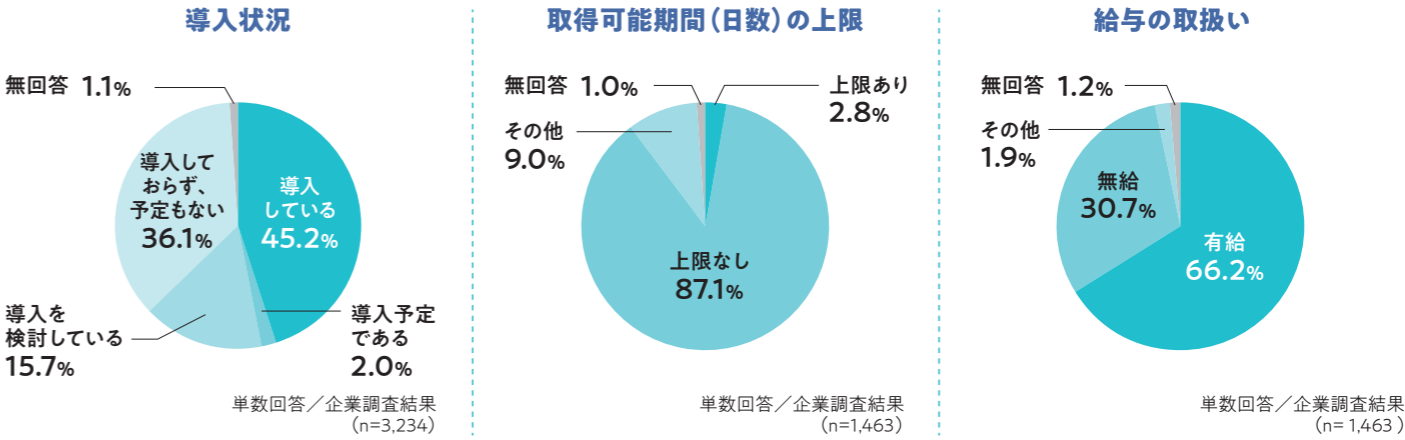
- **裁判員になることは法律上の義務です**  
裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民が参加する制度です。裁判員になることは法律上の義務で、理由なく辞退することはできません。また、仕事が忙しいという理由だけでは、辞退できません。ただし、「とても重要な仕事があり、自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある場合」など法律や政令の定めにより辞退の希望が認められる場合があります。

## 従業員が裁判員等選ばれた場合、休暇を取得させる必要がありますか？

- **裁判員等選ばれた場合に必要な時間を従業員が請求することは、法律で認められています**  
従業員が裁判員等選ばれた場合は、「公の職務の執行」にあたり、そのために必要な時間の請求を使用者が拒むことはできません(労働基準法第7条)。  
(注)「裁判員等」とは、裁判員候補者、裁判員、補充裁判員を指します。
- **裁判員等選ばれた場合に取得できる休暇制度の創設が望まれます**  
「裁判員休暇」という名称の特別休暇があることで、公の職務の執行に必要な時間を請求できることが、従業員に対して明確に周知できるというメリットがあります。  
また、裁判員等の職務そのものだけでなく、裁判所への移動の時間が必要になること等も考慮すると、従業員が安心して当該職務に臨むことができるよう、休暇制度を設けることが望まれます。  
なお、裁判員等には、日当や旅費(交通費、裁判所が自宅から遠い場合は宿泊費)が支払われますが、裁判員休暇を有給休暇とするか無給休暇とするかは、各企業の判断に委ねられています。
- **裁判員としての職務を行うための休暇取得等による不利益な取扱いは禁止されています**  
従業員が裁判員としての職務を行うために休暇を取得したこと等により、解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第100条)。

## 裁判員休暇制度の導入状況(令和6年度)

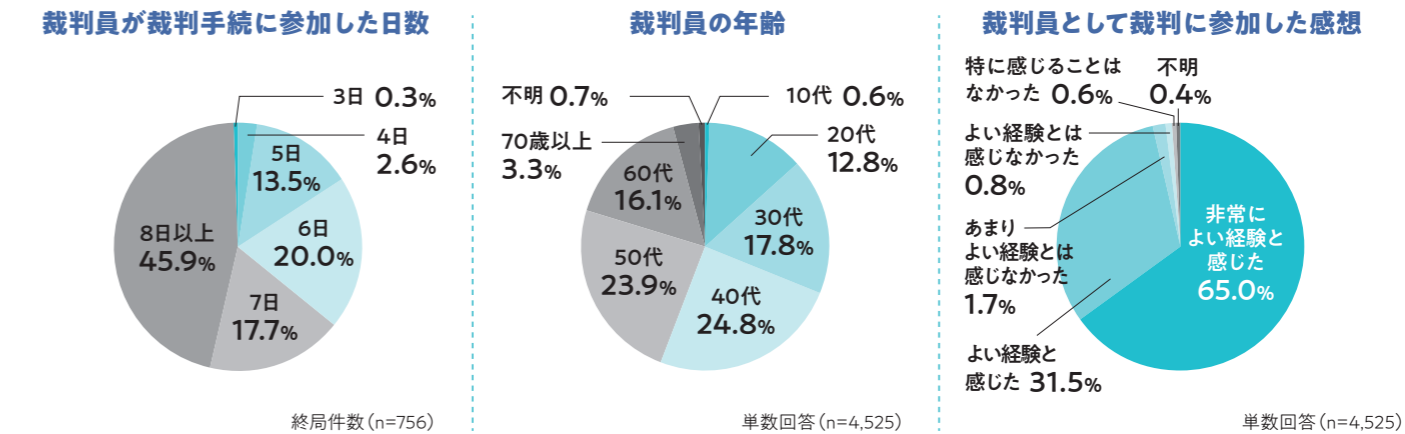
- 裁判員休暇制度を導入している企業は約5割、導入予定・検討中の企業が約2割です。
- 導入企業のうち、約9割が取得可能期間(日数)の上限なし、約7割が有給休暇としています。



出典:令和6年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査  
(注)グラフの数値は小数点2位以下を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

## 裁判手続に参加した日数・裁判員経験者の感想

- 裁判員が裁判手続(選任手続から審理・評議・判決まで)に参加した日数は、半数以上が6日前後となっていますが、8日以上も一定数あります。
- 裁判員に選ばれた人の年代は、大半の労働者の年齢に該当する20代~50代までが約8割を占めます。
- 裁判員経験者のほとんどは、「よい経験であった」と回答しています。



出典:最高裁判所「令和5年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」  
最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(令和5年度)」

## 裁判員休暇制度を設ける意義

- 裁判員制度は、法律の専門家ではない国民が参加することに意義がある制度であり、積極的な参加が望まれています。
- 裁判員を務めた方の感想として、「人生経験として、参加できて非常に良かった」「人生や社会問題の根幹部分について見つめ深く考える機会になった」「様々な方の意見を聞き、ものの見方、考え方について見識が広がった」などがあり、自身にとって非常に良い経験と感じた方が多くいます。
- 裁判員等経験者からは、裁判員休暇制度があると無理なく参加することができるという意見が多くあり、裁判員休暇を設けることで、裁判員制度への参加に対する従業員の心理的障壁を解消できます。
- 裁判員休暇制度を設け、そのような特別休暇があることを従業員に周知することで、裁判員制度について多くの従業員が理解を深める機会になり、裁判員制度に参加しやすい職場風土が醸成できます。